

東御市告示第 29 号

東御市文化芸術人財バンク設置要綱を次のように定める。

令和 5 年 3 月 29 日

東御市長 花岡利夫

東御市文化芸術人財バンク設置要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、市民の文化芸術活動への参加促進を図り、文化芸術振興について積極的な取り組みを推進するため、市民または市内で活動する多様な文化芸術に関わる人材（以下「人財」という。）の情報を収集・提供することで、より豊かな文化芸術活動環境や愛好心、地域に対する誇りを育み、芸術や伝統に親しみ、文化の薫るまちをつくるための「東御市文化芸術人財バンク」（以下「人財バンク」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第 2 条 人財バンクは、次の業務を行う。

- (1) 人財の登録、更新及び取り消しに関すること。
- (2) 人財の紹介に関すること。
- (3) 人財の資質向上に関すること。
- (4) その他人財バンクの目的達成に必要な業務  
(審査基準)

第 3 条 人財バンクに登録する人財は、次の各号のいずれかに掲げる基準を満たす者でなければならない。

- (1) 次に掲げるいずれかに該当する者であること。
  - ア 東御市に居住、通勤又は通学していること。
  - イ 東御市出身であること。
  - ウ 東御市で文化芸術活動をしていること。
- (2) 次に掲げるいずれにも該当する者であること。
  - ア 文化芸術に関する知識及び技術を有していること。
  - イ 東御市の文化芸術を振興しようとする意志があること。
  - ウ 文化芸術に関する知識及び技術を東御市に提供しようとする意志があること。
- (3) その他文化芸術に関する専門的知識及び指導歴を有し、市長が適当と認める者  
(登録)

第4条 人財として登録を希望する者は、東御市文化芸術人財バンク登録申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、東御市文化芸術人財バンク登録審査結果書（様式第2号）により審査結果を申請者に通知するものとする。

3 市長は、登録が決定した人財（以下「登録人財」という。）を人財バンクの名簿に記載し、必要に応じて公開するものとする。

（登録期間及び更新）

第5条 登録人財の登録期間は1年間とし、登録期間が満了した場合は、登録は自動で更新される。

2 登録人財は、登録事項に変更が生じた場合は、速やかに市長に連絡するものとする。

（登録の取り消し）

第6条 市長は、登録人財が次の各号のいずれかに該当し、適格でないと判断した場合は、その登録を取り消すことができる。

(1) 登録人財から登録の取り消しの申し出があったとき。

(2) 登録人財としての活動を継続できない事情が生じたとき。

(3) 登録人財として適格ではないと判断できる事由があったとき。

（登録人財の役割）

第7条 登録人財は、事故防止に留意し、東御市の文化芸術振興に効果的な活動に努めるものとする。

2 登録人財は、東御市の文化芸術活動に積極的に参加し、必要に応じて文化芸術に関する知識及び技術を提供する等の協力を努めること。

3 登録人財は、資質向上のため、定期的な研修や講習会への参加に努めるものとする。

（補則）

第8条 この告示に定めるもののほか、人財バンクについて必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。